

大 広 給 第 3 4 7 号
平 成 2 9 年 6 月 1 日

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会
会 長 中 川 丈 久 様

大阪府後期高齢者医療広域連合長
野 田 義 和

市町村への個人情報の提供について（諮問）

大阪府内の市町村に対する後期高齢者医療被保険者のレセプト情報に係る情報提供について、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づき諮問します。

【諮問の内容】

1. 諮問事務

国保データベース（KDB）システムによる市町村への情報提供について

2. 事務の目的

後期高齢者医療制度被保険者のレセプト等の情報を市町村へ提供することで、市町村は保健指導の必要な重症患者及び重症化リスクの高い者を把握して、効果的な保健指導等を実施することができる。重篤化の防止や症状の改善などの効果が得られることで、被保険者の健康の保持・増進と後期高齢者医療制度における医療費の削減につながる。

3. 条項

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第6号

4. 諮問項目

国保データベース（KDB）システムによる後期高齢者医療被保険者のレセプト等情報に係る市町村への情報提供については、公益上の必要による個人情報の提供に該当することの承認。

5. 提供先

府内市町村（国保部門、介護部門、衛生部門）

6. 提供する情報

- ①健康診査の結果情報
- ②レセプト（診療報酬明細書）情報